

## 規則等の案の概要

## 1 規則等の案の題名

保育所等の利用の決定に係る審査基準の一部改正について（案）

## 2 規則等を定める根拠となる法令の条項

児童福祉法附則第 73 条第 1 項の規定により読み替えられた同法第 24 条第 3 項及び静岡市子ども・子育て支援法等施行細則第 13 条第 1 項

## 3 改正の趣旨及び内容

## (1) 多胎児の調整項目の追加

多胎児を抱える保護者は、同時期に同じ年齢の複数の子どもを育てることから、心身への負担が大きいため、多胎児ができる限り希望する園に入園できるよう調整項目を追加します。

## (2) 認可外施設利用者と一時預かり利用者の調整項目の統合及び指数の変更

認可外施設利用者と一時預かり利用者で、指数に差があるため、調整項目を統合し、利用回数によって指数を算定するよう変更します。

保育の必要性の違いから利用回数が、1 週あたり 1 回以上 3 回未満は、1 点、3 回以上は、2 点とします。

『静岡市保育利用調整基準』別表中の上記の調整項目における指数（別紙『静岡市保育利用調整基準』参照）

## 4 規則等を適用する時期（予定）

令和 6 年度の保育利用に係る利用調整より適用（予定）